



# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年10月26日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)調味料製造施設更新計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	味の素株式会社 東京都中央区京橋一丁目15番1号 代表取締役 山口 範雄
	指定開発行為の名称	(仮称)調味料製造施設更新計画
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区鈴木町1番1号 (区域面積:約7,700m <sup>2</sup> )
	指定開発行為の目的	調味料製造施設の更新
	指定開発行為の内容	新調味料工場:5棟、最高高さ:約35m 建築面積(合計):約5,700m <sup>2</sup> 、延べ面積:約16,800m <sup>2</sup>
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年4月 完了予定:平成23年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成17年10月26日(水)から 平成17年12月9日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎市:川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室) 大田区:六郷特別出張所及び大田区役所(環境保全課)
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成17年12月9日 (郵送の場合は、平成17年12月9日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2155 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>